

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会
「放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ」
開催要綱

1. 背景・目的

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）のとりまとめにおいて、ローカル局をはじめとする放送事業者の設備負担軽減に係る提言の中で、コンテンツ制作に注力できる環境を整備していくことが重要であると言及されている。

こうした環境を整備する観点からは、放送事業者によるコンテンツの制作の促進に加え、そうしたコンテンツがより幅広く視聴されるよう、放送やインターネット上における流通の一層の促進が重要となると考えられる。特に、地域情報の発信において、今後ローカル放送局には大きな役割が期待されている。

以上を踏まえ、検討会の下に開催される会合として、「放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ」を開催し、インターネット時代における、放送コンテンツの制作・流通を促進するための方策の在り方について、関係事業者等の協力を得つつ、検討を行う。

2. 名称

本ワーキンググループは「放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ」と称する。

3. 検討項目

- (1) 放送コンテンツの流通の促進について
- (2) 放送コンテンツの制作の促進について
- (3) その他

4. 構成及び運営

- (1) 本ワーキンググループの主査は、検討会座長が指名する。本ワーキンググループの構成員は、主査が指名する。
- (2) 主査は、本ワーキンググループを招集し、主宰する。
- (3) 主査は、主査代理を指名することができる。
- (4) 主査代理は主査を補佐し、主査が不在のときは主査に代わって本ワーキンググループを招集し、主宰する。
- (5) 主査は、必要と認める者を構成員又はオブザーバとして随時追加することができる。
- (6) 主査は、必要に応じ、構成員及びオブザーバ以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(7) その他、本ワーキンググループの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5. 議事の取扱い

(1) 本ワーキンググループの会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。

(2) 本ワーキンググループの会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。

(3) 本ワーキンググループの会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6. その他

本ワーキンググループの庶務は、情報流通行政局情報通信作品振興課が、同局放送政策課の協力を得て行うものとする。

「放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ」
構成員名簿

(敬称略・主査を除き五十音順)

<構成員>

(主査)	やまもと たつひこ 山本 龍彦	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
	あらい ひろみ 荒井 ひろみ	理化学研究所革新知能統合研究センター ユニットリーダー
	ありが あつのり 有賀 敦紀	中央大学文学部心理学専攻 教授
	うちやま たかし 内山 隆	青山学院大学総合文化政策学部 教授
	おおたに かずこ 大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
	おちあい たかふみ 落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
	おと よしひろ 音 好宏	上智大学新聞学科 教授
	とりうみ ふじお 鳥海 不二夫	東京大学大学院工学系研究科 教授
	ながた みき 長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
	にしだ りょうすけ 西田 亮介	東京工業大学リベラルアーツ研究教育院 准教授
	はせがわ あつし 長谷川 敦士	武蔵野美術大学造形構想学部 教授 株式会社コンセント 代表取締役社長
	はやし しゅうや 林 秀弥	名古屋大学大学院法学研究科 教授
	ふくい けんまく 福井 健策	骨董通り法律事務所 代表 弁護士

計 13 名

(オブザーバ)

日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、株式会社TBSテレビ、株式会社テレビ朝日、株式会社テレビ東京、
日本テレビ放送網株式会社、株式会社フジテレビジョン、株式会社TVer、大手家電流通協会、
一般社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA) テレビネットワーク事業委員会、一般社団法人IPTVフォーラム、
一般社団法人放送サービス高度化推進協会 (A-PAB)、一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構 (BEAJ)、
グーグル合同会社、ヤフー株式会社、Netflix 合同会社
情報流通行政局情報流通振興課、総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課